

農水産業協同組合貯金保険機構中期業務目標 (令和8～10年度)

制定 令和8年3月31日8貯第75号

1. 貯金保険機構の使命

- (1) 農水産業協同組合貯金保険法（以下「貯金保険法」という。）は、農水産業協同組合（以下「組合」という。）の貯金者等の保護及び経営困難組合に係る資金決済の確保を図るため、組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難組合に係る合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置並びに農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資することを目的としている。
- (2) 農水産業協同組合貯金保険機構（以下「貯金保険機構」という。）は、貯金保険法に基づき昭和48年9月に設立された認可法人であり、同法の目的を達成するため、その適切な運用を行うこと等がその使命とされている。
- (3) また、貯金保険機構は、当分の間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（以下「事業者再生支援機構法」という。）に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「事業者再生支援機構」という。）への出資等の措置を講ずることとされている。

2. 貯金保険機構を取り巻く環境と当面の課題等

- (1) 我が国を取り巻く環境は、依然として不安定な国際情勢の下、国内においては、農山漁村を中心とする人口減少のほか、自然災害や気候変動等に伴う影響が深刻化しており、農水産業においても、高齢者のリタイアにより担い手が急減するなど、大きく変化してきている。
- (2) 金融機関経営においては、経済活動のクロスボーダー化や金融サービスのデジタル化に伴い、金融活動の高度化や金融商品の多様化が急速に進展しており、我が国は、大規模金融緩和の枠組みの見直しに伴い、「金利ある世界」へ回帰した。

(3) 他方、地方を中心とする人口減少の中で、国内金融機関は、預貯金の獲得などの面における競争が激化しており、DX（デジタルトランスフォーメーション）やAIの活用による顧客の利便性向上や業務の効率化が求められる一方で、専門人材の確保・育成やリスク管理といった新たな課題も出現している。

(4) このような状況の下、我が国金融システムは、引き続きその安定は維持されているものの、様々な状況の変化を踏まえ、貯金保険機構は、金融環境の動向や組合経営における影響などを注視するとともに、破綻処理の更なる迅速化にも取り組む必要がある。

(5) 貯金保険機構は、定員18名の小規模な組織であり、破綻処理を実際に経験した職員が定年を迎えつつある中で、引き続きその使命を全うしていくためには、

- ① 破綻処理即応力を高める各種取組の実践や態勢の強化
- ② 専門性の高い人材の確保・育成とノウハウ継承
- ③ 貯金保険機構の業務に関する各種システムの拡充・強化やAIの活用などを通じた効率的な業務運営の推進
- ④ 行政や系統団体など関係機関との緊密な連携などが極めて重要な課題となっている。

3. 中期業務目標

貯金保険機構は、2の課題等を踏まえた中期的な業務指針として、令和8～10年度において達成すべき具体的な目標を以下のとおり定める

(1) 事前準備の態勢強化

① タイムラインマニュアルの再構築

貯金保険制度における破綻処理（保険金支払方式、資金援助方式、金融危機対応、秩序ある処理）に関する即応力を強化するため、タイムラインマニュアルを完成させる。

② 管理人業務の手引きの拡充

運用や手続の詳細と解説を記載した管理人業務の手引きについて、信用事業以外の事業を兼営する農協・漁協の実態を踏まえ、経済事業などへの対応を拡充する。

③ 情報収集・分析の強化

「金利ある世界」への回帰により、これまでと異なる環境に置かれることとなる組合の経営状況を把握するため、情報収集及び財務分析のための態勢を強化する。

- ④ 貯金者データ整備の水準向上
組合における貯金者データ整備の水準を、他業態と比較して遜色ないものとする。

(2) 人材の確保・育成

- ① 人材の安定的な確保
職員の世代交代に的確に対応するため、採用手段の多様化や職場環境の整備などを通じ、破綻処理に有用な専門的知識を有する人材の安定的な確保を図る。
- ② 研修・訓練を通じた人材の育成とノウハウ継承
破綻処理時における管理人団に対する差配や貯金者に対する説明などへの的確な対応を可能とするため、タイムラインマニュアルや手引きなどに基づく破綻処理の研修や訓練を体系的に実施し、職員の育成とともにノウハウの継承を図る。

(3) 業務運営の効率化等

- ① システムの拡充・強化
破綻処理に関する基幹システムについては、事務処理の効率化を図るため、保険金支払実務における個人番号の活用など、その機能の拡充・強化を図る。
- ② 新技術の活用
限られた人的リソースで最大限の成果を実現するため、AI等の新しい技術を活用して、業務運営の効率化に取り組む。
- ③ 情報セキュリティの強化
個人情報その他の機密情報の適切な取扱いに万全を期すため、情報セキュリティや個人情報保護の強化に取り組む。

(4) 関係機関との連携強化

破綻処理や貯金者データ整備など貯金保険制度の円滑な運営には、行政や系統団体など関係機関との緊密な連携が不可欠であることから、より一層の強化を図る。

(5) 東日本大震災に関する特例業務への対応

事業者再生支援機構法に基づく貯金保険機構の特例業務については、支援先の多くが返済期限を迎える状況を踏まえ、適切に対応する。

(6) 調査・研究等

① 調査・研究及び国際協力の推進

預貯金保険や会計に係る内外の動向を注視し、必要な調査・研究を行うとともに、業務に関する国際協力を努める。

② 責任準備金の管理

貯金保険機構の財務的基盤である責任準備金については、積立目標の達成に向けて着実な積立てを図るとともに、流動性に十分配慮した運用を行う。

③ 情報発信の充実

貯金者や組合など、利用者の利便性を最優先に情報発信の充実を図る。

④ 執務参考資料の保存

過去の破綻処理に関するノウハウを風化させないため、資料のアーカイブ化を完了する。

4. 各年度における業務運営方針

貯金保険機構は、3の目標を踏まえ、毎年度の業務運営方針を策定するものとする。

5. 業務運営の理念

貯金保険機構の役職員は、以下の理念に則して業務に携わる。

① 貯金者の皆様に安心をお届けするとともに、組合にも、信用秩序の維持を図るための役割を十全に果たしていると評価される業務運営を徹底すること。

② 時代や情勢に適合するよう不断に業務運営を見直していくこと。

③ これまで蓄えた知識と培った経験を次世代に継承していくこと。

④ 絶え間ない自己研鑽により、限られた人的リソースで最大限の成果の実現を目指すこと。

附 則

この中期業務目標は、令和8年4月1日から適用する。